

岩手県告示第367号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第662号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

平成28年4月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市向中野字細谷地地内ほか
- 2 実施した期間 平成27年8月3日から平成28年3月16日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び地区界測量）